

特別徴収義務者の指定番号

特別徴収義務者の法人番号

令和 年度 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

徳島県阿南市長あて 令和 年 月 日提出	申請者	所在地	〒 _____	担当者 連絡先	所属	
		名称			氏名	
		代表者の 職氏名			電話	() - _____
				給与支払 の方法 及びその 期 日	日給 月給	日払

阿南市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の特例について市税条例第46条の3により承認方を申請します。

特別徴収税額の納期の特例の制度について

- この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、以前から給与所得の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
〈注〉「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。
- 1に該当する特別徴収義務者がこの特例の規定の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。
- この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与所得及び退職所得から特別徴収した市県民税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納付することになります。
6月から11月までの支給分 12月10日まで
12月から翌年の5月までの支給分 翌年6月10日まで
- 納期の特例について承認を受けていた者は、給与所得の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

◎ 滞納や著しい納付遅延があるような者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

〈注意〉また、この承認を受けても、滞納したり、納付を遅延したりすると、この特例の承認を取り消されることがありますから、特に御注意願います。